商務文書認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

本大阪弁事処	
管轄区域	

近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
北陸地方	富山県	石川県	福井県			
中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

~ 文 書 種 類 ~

管轄内の政府機関[官公署・教育機関等]にて発行/認証された文書 例.会社登記簿謄本·印鑑証明書·戸籍謄本·居住者証明書·納税証明書 営業/製造業許可証·医療器具製造承認書·卒業証書等

公文書

- 注2)原本の認証…事前公証不要
- 注3)コピーへの認証…要原本提示(事前公証を受けた場合も同様)
- 注4)複数頁…頁番号等がない場合は、要割印
- 注5) 戸籍謄本/卒業証書の認証…要本人のパスポートコピー

注1) 本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01~)

注6)公文書と私文書をひとまとめにした事前公証は不可

管轄内を所在地とする企業(当事者居住地)にて作成された文書 日本全国における商工会議所·財団法人·検定協会等にて発行された前出企業の文書

例.委任状/授権書·宣誓書·議事録·定款·販売証明書·契約書 成分表·受益者証明·在職/社内経歴証明書·本文に対する訳文等

- 注1)代表者が來処しない場合は、要事前公証
- 注2)契約書等…署名者による事前公証必須

注5)各文書に分けて個別で公証を受けること

- 注3)商工会議所·財団法人·検定協会関連…要事前公証(2021/01/01~)
- 注4)事前公証…本処管轄内の公証役場に限る 公言
- 公証役場一覧

私文書

- 注6)在職/経歴証明書…要本人のパスポートコピー
- 注7)訳文・・・本文と要同時認証且つ要事前公証(「○の翻訳文」等の表題を要明記)
 - a.本文が公文書—本文は本処にて直接認証が必要な為、

公文書コピーと併せて訳文に公証を受けること

b.本文が私文書―本文と併せ、ひとまとめで公証を受けること

注8)統一證號の変更や居留證の延長手続き等に関する委任状/授権書は

本人の直筆署名確認の為、個人文書認証での申請

個人文書認証

注9)代表者のパスポート認証は、個人の身分証明書認証の規定通り

本人が事前公証を受ければ、商務文書認証としても申請可能

身分証明書認証

~必 要 書 類(公文書)~

◆法人代表申請

1	申請表				
2	認証文書の原本 ※台湾提出先が問わないのであれば3ケ月以内の発行に限らない				
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数				
4	印鑑証明書 ※直近3ケ月以内発行				
5	履歴事項全部証明書 ※直近3ケ月以内発行				
Ü	―台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出				
	代表者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー				
6	*運転免許証は要両面コピー				
	※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー				
	②在留カード所持者…原本とその両面コピー				
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可				

◆代理申請

V 1 V C	F14
1	申請表
2	認証文書の原本 ※台湾提出先が問わないのであれば3ケ月以内の発行に限らない
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書 ※直近3ケ月以内発行
5	履歴事項全部証明書 ※直近3ケ月以内発行
Ü	―台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出
	<u>代理委任状原本</u>
6	——事前公証不要
O	―印鑑証明書上の印鑑を要押印
	―認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記 署名者不同
	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー
7	*運転免許証は要両面コピー
	※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー
	②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

* 製造業許可証の認証に関する注意事項について

輸出元の企業が製造元に代わって認証する場合、

下記文書のコピーをひとまとめにした上で、事前公証を受けてください。

又、公証済みコピーの変更届にある該当製造元企業名に付箋で印をつけてください。

- ·医薬品製造販売承認事項軽微変更届
- ·医薬品製造販売承認申請書
- ·製造業許可証

~必 要 書 類(私文書)~

◆法人代表申請

1	申請表			
2	認証文書の原本(又は公証済みの認証文書)			
3	認証文書(又は公証済みの認証文書)の全頁コピー ※認証部数と要同部数			
4	印鑑証明書 ※直近3ケ月以内発行			
5	履歴事項全部証明書 ※直近3ケ月以内発行			
0	―台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出			
	代表者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー			
6	*運転免許証は要両面コピー			
U	※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー			
	②在留カード所持者…原本とその両面コピー			
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可			
要署名文書	領事の面前にて署名が必要な為、未署名の文書を要提出			

※代表者が來処する場合は、事前にお問い合わせください。

◆代理申請

	pU
1	申請表
2	公証済みの認証文書原本
3	公証済みの認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書 ※直近3ケ月以内発行
5	履歴事項全部証明書 ※直近3ケ月以内発行
5	―台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出
	代理委任状原本
	——事前公証不要
6	―印鑑証明書上の印鑑を要押印
	―認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記 <u>署名者不同</u>
	—事前公証の代理公証者名を要明記 <u>代理公証済</u>
	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)とそのコピー
7	*運転免許証は要両面コピー
	※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー
	②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

台北駐大阪経済文化弁事処

~ 必要書類~

◆郵送申請(公文書のみ可)

	「明(A 人自Vみ 1)
1	<u>申請表</u>
2	認証文書の原本 ※台湾提出先が問わないのであれば3ケ月以内の発行に限らない
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書 ※直近3ケ月以内発行
5	履歴事項全部証明書 ※直近3ケ月以內発行
J	―台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出
,	代表者の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)のコピー
6 法人代表	*運転免許証は要両面コピー
申請の場合	※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー
	②在留カード所持者…両面コピー
7	代理委任状原本
/ 代理	─事前公証不要
申請の場合	―印鑑証明書上の印鑑を要押印
	―認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記 <u>署名者不同</u>
8	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート/運転免許証等)のコピー
(代理	*運転免許証は要両面コピー
申請の場合	※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー
	②在留カード所持者…両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
返送用	レターパックラ仆:全項目を記入後、追跡用として事前に
封筒	「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階
宛先	台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係
	TEL:06-6227-8623
	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送
備考	·本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送
	・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管

台北駐大阪経済文化弁事処

《注意事項》

- ・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。 A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。
- ・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。
- ・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。
- ·公文書と私文書を同時に認証する場合、 重複している必要書類(申請表·印鑑証明書等)は、1部ずつの提出でかまいません。
- ・商工会議所・財団法人・検定協会等にて発行された文書は、 本処管轄内の公証役場における事前公証が必要です(2021/01/01~)
- ・コピー認証ができない文書もある為、必要な場合は事前にお問い合わせください。
- ・本処管轄外の地域で発行された文書は、各管轄の弁事処にて申請してください。

≪お問い合わせ先≫

本 大 阪 弁 事 処			
住所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階		
E-Mail	osaka@mofa.gov.tw		
開館日	月~金曜日		
休館日	土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サ仆のお知らせをご参考ください)		
	■申請…9:00~11:00 & 13:00~14:30 * <u>予約不要</u>		
受付時間	■受領…9:00~11:30 & 13:00~15:00		
文小吋间	*開館/受付時間は予告な〈調整される場合がある為、		
	本サ小のお知らせにて最新情報を確認の上、ご來処ください。		
交付日	受理翌日起算5開館日		
受取方法	<u>2通り</u>		

各弁事処	電話番号	管轄区域	
駐日代表処	03-3280-7800	関東·甲信越·東北地方	
横浜弁事処	045-641-7737	神奈川県·静岡県	
福岡弁事処	092-734-2810	九州地方·山口県	
那覇弁事処	098-862-7008	沖縄県	
札幌弁事処	011-222-2930	北海道	

台北駐大阪経済文化弁事処